（2）参１

現地調査を要する空家等

「令和4年度佐久市無居住家屋等対策計画策定業務」で実施した現地調査で報告された空家等及び市民等からの苦情・情報提供等により報告された空家等

↓

1次調査

無居住家屋等現況調査票、不良度判定基準を基に現地調査

（「令和4年度佐久市無居住家屋等対策計画策定業務」で現地調査済のものは空き家カルテを基に現地調査）

↓ 周辺の建築物や通行人に対し悪影響をもたらすおそれがある場合
危険等について切迫性が高い場合

2次調査

2次調査票に基づき詳細な現地調査を行う。必要に応じて、建築技師、庁内会議構成課の職員に同行を依頼。

↓

総合判定結果

＜特定空家等＞

特定空家指定のボーダーライン（①:50%、②～④:70%）以上に、①～④の１つ以上が該当する場合。

調査後に現地調査時の写真とともに、必要に応じて庁内会議で指定について検討。最終的に建築住宅課で指定候補を決める。

↓

協議会にて指定を協議。

↓

所有者等に特定空家等に指定された旨を通知する。

＜管理不全空家等＞

特定空家指定のボーダーラインからマイナス 5%に、①～④の１つ以上が該当する場合。

国ガイドライン等を参考に庁内会議で指定について検討。

最終的に建築住宅課で指定。

↓

所有者等に管理不全空家等に指定された旨を通知する。

＜空家等＞

ボーダーラインからマイナス 5%に、①～④がどれも該当しない場合。

空き家カルテに登録。

所有者等に適切管理を依頼するほか、情報提供同意書の活用等、空家等の流通、除却等を促進する。

2次調査をしない場合